第6回阿蘇市議会会議録

1. 平成30年11月30日　午前10時00分　招集
2. 平成30年12月14日　午前10時00分　開議
3. 平成30年12月14日　午後 1 時38分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

1番	立石昭夫	2番	竹原祐一
3番	岩下礼治	4番	谷﨑利浩
5番	園田浩文	6番	菅　敏徳
7番	市原　正	8番	森元秀一
9番	河﨑徳雄	10番	大倉幸也
11番	湯淺正司	12番	田中弘子
13番	五嶋義行	14番	髙宮正行
15番	古澤國義	16番	阿南誠藏
17番	古木孝宏	18番	田中則次
19番	井手明廣	20番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	髙木　洋
市民部長	宮﨑　隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原　巧
総務課長	村山健一	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦　美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木　仁	水道課長	浅久野浩輝

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石嵜寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第１　一般質問

日程第２　委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10.追加議事日程

開議宣告

日程第１　　提案理由の説明

日程第２　　議案第93号　阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第３　　議案第94号　平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第４　　議案第95号　平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

日程第５　　議案第96号　平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

日程第６　　議案第97号　平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

日程第７　　議案第98号　平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

日程第８　　議案第99号　平成30年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

午前10時00分　開議

１　開議宣告

○議長（藏原博敏君）　それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（藏原博敏君）　日程第１「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力いただきますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

8番議員、森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　おはようございます。8 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従

い質問をいたします。

1 年、1 年が本当に早く感じております。早いもので、この場に立たせていただいて 8 年、今年の一般質問も 30 回目を向かえました。執行部におかれましては、簡潔な答弁をお願いいたします。

最初に、ブロック塀、冷房設備対応臨時特別交付金についてお尋ねいたします。

9 月議会にて危険ブロックが数箇所あったということでありました。エアコン問題について、教育部長は、「莫大な費用がかかりますし、財政負担軽減も重要な課題になります。今後、財政課と協議しながら、国の予算といいますか、エアコン設置に係る補助メニューは現在 3 分の 1 ということですが、補助規定枠、それから今後の国全体の補助枠等もございますので、そういったところを見極めながら子どもたちのより良い環境整備、それから保護者にとって安心のできる学校施設整備に努めたい。」とありました。

私は、エアコン問題が公明党文部科学部会が 8 月に文科省に申し入れ、9 月の党大会では党の重要政策として打ち出していたので、すぐに江田衆議院に電話をして現状を聞くと、「今回の補正で予算案に訴える」との返事をいただきました。10 月 10 日の政府与党連絡協議会で、山口代表が補正予算に盛り込むように訴えました。その結果、政府は決断し、今回の補正予算に公立小中学校等の普通教室すべてにエアコンを設置する費用として 822 億円を計上されました。ブロック塀対策についても、今年 6 月の大阪府北部地震の際に起こった児童死亡のような事故を二度と起こさないよう早急な手厚い支援を求める公明党の訴えを受け、補正予算には 259 億円が計上されました。エアコン整備の支援の内容は、公立小中学校の普通教室全 38 万のうちエアコン未設置は、約 17 万に上ります。補正予算案に計上された 822 億円は、すべての未設置教室に設置する費用をカバーできます。来年夏に設置が間に合うよう政府は補正予算の成立後、執行を急ぐ考えです。費用負担については、国の補助は従来どおりの 3 分の 1 ですが、残る 3 分の 2 のすべてを地方債で充当できるようにし、その返済金、元利償還金の 6 割を国からの地方交付税で賄える仕組みを新設しました。これにより、従来は 33.3%から 51.7%だった実質的な地方負担割合が約 26.7%に抑えられました。ブロック塀の倒壊防止については、公立の小中学校や国立大学、私立学校などで倒壊の危険性があるブロック塀の改修・撤去を支援するために 259 億円が計上されました。費用負担の仕組みは、エアコンと同様です。ブロック塀の改修に対しての国の補助は、従来学校単位で工事費が 400 万円を超える必要があり、現場から使い勝手の悪さが指摘されていたため、公明党が改善を指導し、財務省と粘り強く折衝を重ねました。今回の支援策では、市町村単位で 400 万円を超えればいいということになりました。参考資料を見ていただきましたら一目瞭然ですので、ご覧ください。

11 月 6 日の臨時議会にて小中学校 8 校の計 181 室に空調設備を設置するための設計業務委託費 3,010 万円が補正で組まれました。設置工事費は国が新設の特例交付金を活用し、来年の 3 月定例会で補正予算に計上とありました。県下で保有室数 1 万 2,150 室、7,731 室がエアコン未処理です。全国で 17 万室とあります。未設置の学校では、全学校が手を挙げています。

そこでお尋ねいたします。今後のブロック塀、エアコン設置のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　おはようございます。ただ今のご質問についてお答えをいたします。

ブロック塀、学校のエアコン設置の今後のスケジュールということでございますが、学校敷地内の危険ブロックの撤去につきましては 1 箇所を残して完了いたしております。残る 1 箇所につきましても、今月中に入札を行い、年度内に完了するいう予定でございます。

エアコンにつきましては、先日、設計委託分の入札を行っております。現在、契約手続き中でございまして、3 月補正予算にエアコン設置の事業費計上をする計画でおります。その後、3 月補正が確定次第、設置工事の入札を行う予定でございますが、事業の規模から議会の契約承認を必要とすることが想定をされますので、臨時議会を開催することをお願いしなければならないと考えております。それからの事業着手、施工となります。早期の完成を目指して取り組みたいという具合に思っております。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　はい、わかりました。

それで、想定される事業費はどれぐらいかかるんですか。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　ただ今のご質問にお答えをいたします。

事業費の詳細につきましては、設計ができあがらないと確定しないところがございますが、県内の熊本市や他の自治体で小中学校のエアコンの設置例を参考に試算をいたしますと、阿蘇市で 180 教室ほど予定をいたしておりまして、最高で 5 億 3,000 万円ほどかかるということで見込んでおります。ただ、この額につきましてはエアコン設置に伴いまして、学校の電気容量が不足場合の電圧基盤であったり、キュービクルの交換という電気工事をすべて含んだところの額で出しておりますので、そういった必要経費が生じなければ、当然、相当額減額されてくるものと考えております。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　5 億 3,000 万円から 3 分の 1 は国費、残りの約 3 億 5,000 万円の 60％は交付金という考え方。約 1 億 4,000 万円が市の財源ということでよろしいですか。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　ただ今のご質問でございますが、概算の部分で申し上げますと、今、議員がおっしゃられたような数字で問題ないかと思います。ただ、最終的な事業費計上につきましては、当然、補助対象外、交付金の対象外経費が含まれることが想定されます。今現在のところ、会議室や、事務室、それから既存のエアコンがございますが、そういったエアコンの改修につきましては、対象外ということになりますので、詳細の事業費につきましては、3 月の補正の折に財源内訳も含めて説明をまたさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　それでも大変な金額になります。子どもたちが学習しやすい環境づくりは大事なことだと思います。最近、波野地区で聞いたんですが、灯油の割り当てが減って、子どもたちが不自由を感じているそうです。そういうことは現実的にあるのでしょうか。

また、エアコンを設置しても光熱費がかかるので、節電というか、その辺のところセーブするということじゃ意味がなくなると思いますので、その辺のご答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　ただ今のご質問で、灯油の割り当てが少なくなって、子どもたちが不自由な思いをするのではないかということと、エアコンも含めましてでございますが、灯油につきましては冬場の寒さ対策ということで、ストーブの燃料代になりますけれども、年度当初に各小中学校に予算の配当を行います。ただ、予算の配当内で節約して使用していただくのは当然でございますけれども、こういった経費につきましては、電気代も同様でございますが、子どもたちの学校生活における環境整備のための予算でございますので、長期間寒さが続き、必要とすれば当然配当予算がなくなっても手当てをする予算でございますし、必要に応じ補正や何らかの財源充当をして対応していくものでございます。予算執行にあたりまして、説明不足、勘違い等があるのかもしれませんので、そういったところは学校、保護者の方々に、ＰＴＡ総会等も今後ありますので、しっかり説明をしていきたいと思います。

電気代につきましては、当然、これからエアコン設置を行いますと相当数の電気代が必要になりますので、そういった部分は一つのルールづくりをしまして、統一したところのマニュアルで対応していくということで考えております。

そういったところで、当然エアコンにつきましては夏場だけでなくて冬場の使用もありますので、そういった面では、来年度に向けては既存の灯油代が若干エアコンに変わるということで削減される部分もあるかと思いますので、そういったところの勘違いがあるのかもしれません。そこはしっかりと教育委員会で説明をしてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　よくわかりました。

また、体育館においても設置を要望する声が多くあります。11 月 6 日の参議院予算委員会で、公明党の西田参議院幹事長が体育館へのエアコン設置については、緊急防災減災事業債、緊防災ですね、活用できるんじゃないかと質問し、総務省は自治体が積極的に取り組めるように様々な機会に周知していくとありましたので、よく今後の動きを注視していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　体育館のエアコン設置ということでございますが、議員がおっしゃられましたように緊急防災事業での活用ということでございますが、所管のほうが総務課でございますので、今後総務課と協議をしながら、事業の該当メニュー、該当項目に乗って対応ができるのかどうか、しっかり総務課と協議をしながら、議員がおっしゃられましたとおり、国の動きを見ながら今後対応をしていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　次に、このエアコン設置、熊本県だけで7,000強の教室が、学校が手を挙げているわけでなんですが、来年の夏には間に合うのですか。お答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　ただ今、ご指摘が議員のほうでありましたとおり、県内でも相当数のエアコン設置が予定されております。全国ですと、ものすごい数になりますので、かなりハードな事業にはなってくるかと思いますが、国におきましても早い段階で補助金の打ち出しをいたしておりますので、各メーカー、各事業者も需要を見込んで生産体制、受注体制は取っておるかと思います。阿蘇市としましても、いち早く入札を行い、事業に着手できるよう、万全の体制で挑みたいという具合に考えております。

ただ、学校におきましては、平日は授業が行われておりますので、エアコンの設置工事につきまして、土日、土日に行うのか、連休、もしくは夏休みの長期間を利用して設置するかにつきましては、いろいろ課題も多くありますので、教育課としましてもエアコン設置については早急に設置したいという考えではございますが、工事にあたりましては、子どもさん方の安全を第一に考えた対応で事業に取り組みたいということで考えておりますので、最終的にエアコン設置の時期につきましては、学校の事情もそれぞれございますので、設計の完了を待って検討をしながら最終的な部分は決めてまいりたいと思っております。完成がいつになるかにつきましては、もうしばらくお時間をいただければと思っております。3 月の補正時期には、ある程度のところは見込めると考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　ありがとうございます。子どもたちが学習しやすい環境づくりを来年に夏に向けて間に合うようにお手配をお願いいたします。

これで、エアコンの問題は終わります。

次に、期日前投票についてお尋ねいたします。3 点なんですが、選挙入場券に期日前投票宣誓書を印字してはどうか。この方式を取ってある自治体はどれぐらいあるのか。費用はどのくらいかかるのか、伺いたいと思います。阿蘇市議選、統一地方選、参議院選と、来年は選挙が多い年です。選挙のたびに有権者の方から期日前投票の話が出るのです。市民が喜んでいただけるような投票管理システムにしなければなりません。期日前投票は当たり前になってきました。選挙当日は何があるかわかりません。高齢者、若い人にとって気軽に期日前に行けるように宣誓書を印字して、事前に有権者にハガキを送るようにしてはどうか。選挙になると必ずこの話が出るのです。市民から入場券に宣誓書を印字したほうがいいなという声を聞きます。国政選挙、地方選挙を問わず期日前投票をされたことがある方には宣誓書が必要になります。これを煩わしいと感じられた方は多いと思います。高齢者ほどゆったりと期日前に行ってほしいですが、投票所で記載する宣誓書は面倒だ、書き方がわからないと敬遠しておられる方が実際のところで、これが家族等の応援をもらって宣誓書に書いてもらえば、期日前投票も、当日の投票と変わらなく投票用紙に書くだけとなり、とてもよい取り組みだと思います。投票は義務でなく社会を変える権利、簡素であることも大事だと思いますがいかがでしょうか。選挙入場券に期日前投票宣誓書を印字してはどうかということと、こ

の方式をとっている自治体がどのぐらいあるのか。これによって、費用はどのぐらいかかるのか。その人件費との差額等々のご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（髙木　洋君）　おはようございます。ただ今3点ご質問をいただきました。順次回答させていただきたいと思います。

まず、選挙のたびに選挙管理委員会から送ります入場券、この裏面、裏のほうに期日前投票のための宣誓書を印字したらどうか、そういったご意見でございます。まず、この件につきましては、これまでも幾度となくご質問をいただいております。選挙管理委員会の中でも、ある程度話を進めているところでございます。ただ、結果としては、現状におきましては宣誓書、A4 サイズでございますけれども、現在のところ選挙入場券への印字をする予定はないということでございます。

その理由といたしましては、これが今現在の入場券、裏面に注意事項が5点と期日前投票所の場所、日時等が記されております。こっちが現在のA4 サイズの宣誓書になります。これを入場券の裏面に印刷をしますと、まず単純にいくと文字が4分の1になってしまいます。それと併せて注意事項をメールシーラー方式といいますか、めくった裏側に記入する必要が出てくる。非常にご高齢の方、たくさんおられますし、実際に記入するときに、どうしても字が小さい、見づらい、そういった点も非常に懸念されます。そういった点もありますし、期日前投票、実際、来られます。その場で書いていただいて、あくまでも便宜上出してもらうんじゃなくて、宣誓書という非常に重い意味合いを持っておりますので、実際、来ていただいて、書いていただく。書くことによって、私たちも本人であることの確認をいたすことになっておりますので、そういった意味合いでも現在はこちらの印刷というのは考えていない、そういったところであります。

投票所は、期日前投票が非常に混雑をして、20 分も 30 分も待つような事態が生じれば、今後当然何らかの改善策を講ずることがあります。選挙というのは、やっぱり正確さが第一になりますので、私たちとしても、有権者、選挙人の方々のお気持ち、気軽に行って、気軽に投票して、気軽に帰る、それが一番いいんですけれども、私たちとしては選挙という、この重みを十分認識した上で、あくまでも本人確認を進める意味での一つの手段ということでやっているところでございます。

あと、実際、メールシーラー方式、この裏に宣誓書、記載している自治体、どれぐらいあるかというご質問でありますけれども、これにつきましては市が県内 14 市ありますけれども、14 市の中でも 10 市が実際裏に印刷をしている、そういった状況になります。阿蘇郡市内をとってみますと、全部で7市町村、阿蘇郡市内ありますけれども、小国町1町だけがそういった対応を行っているところでございます。

あと、費用関係についてでございますけれども、これをメールシーラー方式にしますと、まずシステム改修費が 90 万円から 100 万円程度かかってくる。併せて印刷製本費あたりがこれまでの 1.6 倍はかかってくる、そういった状況になってきております。

以上になります。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　毎回、毎回になるんですが、やはりやっている市町村も 10 市あるわけなんですね。だから 10 市という形でやっているところというのは、その印字をして出しているわけですね。そういうところを考えますと、特に問題ないと思うんですが。

○議長（藏原博敏君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（髙木　洋君）　実際、行っている 10 市の状況を見ますと、やっぱり非常に期日前投票所が混雑をする、20 分も 30 分も実際待っていただく現状がある、それを打開するための策としてやられている。そういった情報もいただいております。選挙のたびに、こういったご意見をいただいております。これは当然、選挙人のお気持ちということで、選挙管理委員会としましても真摯に受け止めまして、実際、だったら阿蘇市として今現状の期日前投票の中でどういった対応ができるのか、そこを十分また今後課題として預からせていただいて、最終的にどうなるかわかりませんけれども、課題は課題として私どもも預からせていただきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　本当に私たちが、やはりいろいろな形で投票依頼をやる場合に、声がやはり多いんですね。お年寄りの方とかはですね。やはり受け付けに行くと、その中で正直に、この日は何の用事ですかとか聞かれると、その選挙当日になかなか行けないような、いろんなことが理由ができる場合があるから事前に行く。選挙に対してしっかりと市民の意見を出すために行くわけなんですよね。だから、その期日前という形が、その当日に受付の方が理由を何ですかという形で聞かれて、当日用事がなくって、人間って嘘はつけないからですね。そういう中で、やっぱり用事があるという形で答えるのか、その辺がなかなか、楽しく選挙に行くというんですかね、そういう選挙に行く、投票率を上げてそういった姿勢、県政、国政に興味を持ってもらうための一票ですからね。その辺のところ、行きやすいような形で、また考えていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（髙木　洋君）　貴重な一票でありますので、選挙人の方々のお気持ちも考えた上でできることはやりますし、阿蘇市選挙管理委員会として、なかなか厳しい面は、しばしちょっとまた考えさせていただく、そういった方針であります。いずれにしましても、選挙啓発を進めながら、阿蘇市選挙委員会としても投票率アップを目指して、今後とも引き続き進めてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　続きまして、阿蘇は観光ということで、観光危機管理の充実についてということをお尋ねいたします。

国内に多くの観光地を有する我が国にとって、観光業は主要産業となっています。また、政府は東京五輪・パラリンピックが開かれる 2020 年までに年間の外国人観光客を 4,000 万人まで増やすことを目標とし、観光立国の実現を目指しています。

こうした中にあって、9 月には台風 21 号の上陸や北海道胆振東部地震で大きな被害が発

生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルではブラックアウトによる停電等で観光客に大きな影響が出ました。とりわけ外国人観光客にとっては、他言語で、災害、交通、避難情報が十分でないなど、災害時の対応に大きな課題を残しました。災害の多い我が国にとって観光の危機管理は重要です。各自治体における外国人を含む観光客に対する防災や災害時の組織体制などを確認することが大事だと思います。来年はハンドボール世界大会、ラグビー世界大会が熊本で、2020 年には東京にてオリンピック・パラリンピックが開催されます。その流れで多くの外国人観光客が熊本に来られます。

そこで、市における観光危機管理体制をお尋ねいたします。

まず最初に、地域防災計画に観光旅行客に対する避難場所、避難経路などの計画が定められているのか、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

観光旅行客に対するということで、地域防災計画については、特別にその観光旅行客を対象としました計画という形での記載はございません。今、いらっしゃるその場所で、付近の避難所に、地域の方々と一緒に誘導するというような形になるものと思っております。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　それでは 2 点目ですが、地域防災計画に外国人観光客へ情報伝達に関する事項が整備されているかについて、4 つお尋ねしますので、その辺 4 つお答えください。

災害情報の他言語化、他言語標識、通訳ボランティアの整備、災害関連情報の他言語メール配信システムの整備、外国人観光客に対する避難所の運営、関係機関や関係団体としての連携、領事館を含む、この 4 点についてお答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

情報の伝達方法ということでございますけれども、地域防災計画の中におきましては、在留外国人、それから訪日外国人につきましては、その行動の特性ですとか、情報ニーズが異なるという部分もございます。それらを踏まえた上で、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、円滑な誘導体制の構築に努めるものとするいうことで定めておるところでございます。

対応にあたりましては、災害ボランティアの活用計画という中で、専門的なボランティアという部分がございまして、外国人との通訳を行う通訳のボランティアさんでありますとか、そういったところが考えられます。ボランティアの活用につきましては、その活動を担当する部局等が中心となって対応することとなるので、あらかじめその把握に努めるとともに、発災等の受入体制の整備を図るということで計画の中にはうたっておるところでございます。災害の発生時には、ボランティアとして在留外国人の方々の協力、また自主防災組織へも参画していただくなど、そういった啓発のほうを今後進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、九州運輸局、国では宿泊施設等からの外国人旅行者を安全に避難誘導するための災害時の初動対応マニュアルというものを昨年２月に作成されておるところでございます。本市におきましても、このセミナーが開催されておりまして、旅館組合等に参加をいただいているという現状でございます。災害情報を多言語化ということで基本的には４つの言語に対応するような形が想定されるわけですけれども、外国人の方が現在も多数訪れていらっしゃいます阿蘇山上におきましては、先日も 11 月末に火山の大規模な噴火を想定しました避難訓練ということを行っておりますが、この際にも４カ国語の標識を設置するという対応を行ってきているところでございます。しかしながら、一般の水害ですとか、そういったところを想定した避難所への誘導という部分については、まだまだ整備という準備が整ってないという現状でございます。

また、メール等による配信という形を、阿蘇安心安全メールですとか、エリアメールとかという形で一般の住民には提供しているところでございますが、いわゆる阿蘇安心安全メールとなりますと事前の登録ということが必要になってまいります。そうなりますと、旅行者がそこに来て、そのメールを登録するという手続きの煩わしさ、そういったところもあってなかなか難しいのではないかなというところがあります。エリアメール、こちらにつきましては国が進めておりますが、気象情報ですね、いわゆる特別警報とかが発せられるという部分がございますが、ここについては多言語化の対応を国で行うということで伺っているところでございます。

今後、議員がおっしゃいますように、各種のイベント、外国人の来訪が予想されるイベント等が目白押しという形で控えているところでございます。そういった来訪される方々にどういった形で情報が伝達できるのか、今後検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　それでは、次に災害時におけるホテル協会や旅館組合との協定はできているのかということをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　旅館組合等との協定ということでございますが、直接観光協会でありますとか、旅館組合と協定というものは現在結んでおりません。過去の経験から申し上げますと、災害時におきましては各旅館等の施設が自主的にそういった対応を取っていただいていると考えているところでございます。ただ、協定の事例といたしましては、公益財団法人の熊本ＹＭＣＡさん、こちらのほうと「災害時における避難所等の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定」というものを平成 25 年 11 月に締結をさせていただいているところでございます。こちらの施設につきましては、キャンプ場の施設ですが、80 床の宿泊施設等も持たれておりまして、外国人対応スタッフということにつきましても、当該施設には常時いるわけではございませんが、熊本県広域で、そういった外国語が話せる方々もいらっしゃるということで、先の震災時におきましては、こういった方々もやっぱり受け入れた実績がありますという形で伺っているところでございます。そういったスタッフ

さんの協力を得ながらやっていくということが必要ではないかという形で思っております。

また、各ホテルでは、当然常日ごろから外国人の方々の受け入れをされるために、英語であったりとか、外国語を話せる方々が多数いらっしゃるかと思います。そういった方々のご協力を得ながらやっていくためには、協定等も今後考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　最後に、観光関連施設の耐震化はどのようになっているか、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　お答えいたします。

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴いまして、民間建築物で不特定多数の人が利用するもので、階数が 3 階建て、延べ床面積が 5,000 ㎡以上につきましては、耐震診断及び耐震改修工事が義務づけられております。そのうち阿蘇市で該当しますものが 3 施設ございまして、2 施設につきましては基準をクリアしており、もう 1 施設は阿蘇白雲山荘でございまして、現在建て替え中ということでございます。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　今、いろいろご答弁いただきましたが、やはり阿蘇は世界一のカルデラを持つ、本当に日本人の観光客だけじゃなく、外国人が本当にたくさんお見えになるところです。やはりこれは日本の中で先駆けて世界一のカルデラ、世界一の観光地と私も自負しておりますので、その辺に先駆けて、こういった防災の危機管理体制を阿蘇がモデルとなってやっていく必要があると思うんですね。やはりたくさんの外国人を迎えて、観光収入を得ようとするためには、そこらあたりからしっかりやっていかないと、今、本当に日本国で何が起こるかわかりません。その辺のところを、もう一度この観光管理体制について、最後の決意といいますか、お答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　議員言われましたとおり、本当にそれは幅広く今も県と九州観光推進機構さん、そういった関係機関とも非常に連携を取って今やっているところです。今ちょっとそういう緊急時に観光客に対して何かやっていますかという質問でございました。まずは、避難所とかにもし困っていらっしゃる方がいらっしゃったときは、やっぱりその自分たちの国の領事館、大使館にお問い合わせくださいというのが一般の市民の方たちが一番わかりやすいご案内だと思います。本当に困っている場合はですね。今、各施設に他言語コールセンターというのを登録していただいています。実際の通訳とお話しされる。これは日ごろのご商売の中で使うものですけれども、他言語コールセンター。それと、災害時には翻訳・通訳の支援サービスというのも、バッと交通キャリアからすべてが連携したサイトが新しくできておりますので、そういった外部からの支援が相当あると聞いておりますので、と言いましても携帯を持っている方とか、電気のある方、Ｗｉ－Ｆｉの環境がある方になってきます。最悪の場合は、今言いましたように領事館、大使館に聞いてくださいというような

ことでご案内していきたいと思います。今リスクマネージメントについては、すべての観光の施設、そうした観光地で、そこはしっかり考えていきたいと思います。バリアフリー化も一緒に考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君。

○８番（森元秀一君）　やはり阿蘇は国際観光都市としての対応、全国に先駆けた対応をお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君）　森元秀一君の一般質問が終了しました。

続きまして、4 番議員、谷﨑利浩君の一般質問を許します。

谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　4 番議員、谷﨑です。今期最後となる一般質問でございまして、聞くべきことが多くありましたので、項目が多くなっております。執行部の皆様方には端的なご回答をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を始めさせていただきます。

1 番目、夢の湯についてでございます。地権者との契約見直し等について、その後の交渉状況はということで題してありますが、委員会でもいろいろ聞いております。しかし、一般市民の方がわかりませんので、それについて一般市民の方もわかるような形でご説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　おはようございます。ただ今のご質問にご回答させていただきます。

夢の湯に関しましては、現契約に基づきまして、これまでもご説明しましたように、やはり恒久的に安定した事業を進めていくためには、土地であったり、泉源という部分を市の所有という形が一番恒久的に安定して施設運営ができるんではないかという形で、これまで土地の購入等について契約先の方と話し合いを進めてきております。

土地の購入に関しましては、これまで固定資産税の評価額という形でしか私どもは持っておりませんでしたので、土地の価格を調査する必要があるということで、本議会、12 月の補正において不動産鑑定に係る費用を補正させていただいているという状況でございまして、今後はその評価額が出れば、それに基づいて再度交渉を進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　使えなくなったのが春でしたので、ちょっと交渉的には遅いかなと。評価額にしても、大体坪 3 万円ぐらいで多分出ていると思うんですけれども、評価額としてはですね。地主の方としては安く感じておられると思いますので、そこらあたりも加味したところで、もう一回値段の交渉ということになるんですけれども、ただ先日の阿蘇小学校であった市政報告会のときには、年内にあと 2 回ぐらい交渉して結論を出していくような部長からの答弁もございましたので、なるべく早く結論を出していただきたいし、難しいようなときは別の案、修繕するとか、別の案を早く出していただきたいなと思うんですけれども、それに対しての見通しはいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　今の件についても、先方と現在、日程調整をしているという状況でございまして、なかなか年末になりまして、ちょっと今、会えてないというのが現状でございますが、できる限り相手の方と調整をしまして、再度折衝をして、委員会等でもご意見が上がっていますように、様々な交渉内容も含めて交渉を進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　坊中地区、元黒川地区、東黒川地区、北黒川地区、周辺の地区は温泉があった関係上、司もありますが、お風呂のない方、あるいは歩いていかれる方、これから免許証返納を考えている方、いろいろおられますので、福祉の憩いの場としても必要ですので、そこら辺のスピード感というものを大事にして頑張っていただきたいと思います。何かあれば。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　地域の方々のご意見も十分承っておりますので、できる限りスピード感を持って進めたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　では、次に移ります。災害時の災害対応について、小学校の体育館は指定避難所なのかという問いかけをしております。震災のときに、一度、阿蘇小学校周辺の方々は医療センターに避難されました。医療センターで１泊した後、医療センターは医療機関ですので、別のところに移動してくださいということで、黒川地区の方々は内牧の改善センターに移動しております。なぜ阿蘇小学校に行かなかったのかという疑問が今でも残っております。その中で、私と区長と阿蘇小学校体育館を開けてくださいと３回その日にお願いに行ったんですけれども、「指定避難所ではありません」ということと、後で議会で聞いたときには、「体育館の安全性が確認できませんでした」と 2 つの回答がございましたので、まず指定避難所なのかどうか、その確認をまずさせていただきます。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　阿蘇小学校の体育館についてということでございますが、地域防災計画の中では 39 箇所指定避難所という形で指定をしているところでございますが、この中に阿蘇小学校の体育館につきましても指定避難所ということで指定いるところでございます。冒頭言われましたように、地震の際にはどうだったのかということでございますけれども、平成 28 年 5 月 13 日まで開設という私どもの記録を持っているところでございます。そちらのほうについては、そういった対応であったと。当時の部分については情報の錯綜もあったのかもしれません。建物の体育館については、基本的に当初の段階では建物の中には入ってくれるなという情報を流していた、それは市内全域であったかと思います。そういった状況でありましたので、そういった形で行ける、行けないという情報も混乱していたのかなというところでございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今、事前避難のこともよく呼び掛けていますけれども、大体黒川地区は事前避難のときに対象地区に入らないのかどうかわかりませんが、阿蘇小学校体育館がリストに入ることはないと思います。その理由も後で説明いただきたいんですけれども、私が平成23年12月、まだ水害がある前、防災関係について質問したときに、阿蘇中体育館がなくなる状況でしたので、避難所はどうなるのかという質問をしております。そのときの回答として、「新たな避難所の計画をやっているところで、消防署、新病院を考えています。新病院も災害時は拠点的な施設になりますので、避難所としての機能は十分発揮できるものと思います」。その時点では、そう答えられておりますので、新病院と小学校の連携、そういったものも考えて、地域の方が別の地域に行って避難しないでいいように、その段取りをきちんとしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　確かにおっしゃるように、最初の警報が出た段階につきましては、阿蘇市内4箇所ということで一の宮中学校の体育館、それから波野のほうにおいては波野保健福祉センター、また阿蘇西小学校の体育館、それからもう1つは内牧の農村環境改善センターという4箇所を開いておるというところでございます。これまでの経験から、災害、特に外輪山の崩落等が懸念されるという部分もございました。また波野地域につきましては、国道 57 号の寸断等も発生するというところもあって、そちらでは早めに開く必要もあるという形で、その4箇所が選定されておるという状況でございます。

議員がおっしゃいましたように、坊中地区には阿蘇医療センターとか、そういった形で特に免震の構造を持っている施設でございます。その時々、被害がいろいろ台風でありますとか、今回のような大きな地震でありますとか、年々地球の温暖化という形で、世界各地で洪水とか起こってきております。それぞれの災害の状況に応じた、そのときの対応という形でやっていきたいと思いますので、おっしゃったような連携等につきましても、十分検討していきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　では、(2) の避難所における情報、電源、食料、冷暖房などに移りますが、各施設一つ取り上げても大変ですので、阿蘇小学校だけでいいますと、当時電気がつきませんでした。消防が投光器を持ってきてつけてくださったんですけれども、その前は水道も止まっていましたので、体育館も開いていませんでした。ですから、水がタンクで来たんですけれども、伝達方法がなくて、近くの消防団に放送して回ってもらって、小学校前に水がありますということを消防にお願いして回っていただいたところだったんですけれども、そういった設備、特に発電関係の設備、そういったのもしておかないといけないと思うんですが、先ほど森元議員が質問された中で、緊急防災減災対策事業債、これが5,000億円ぐらいあって 30%の負担でやれるということですので、小学生、子どもたちの授業もですけれども、避難した後の方々の冷暖房というものも考えて整備のほうへ考えられたらいかがかなと思うんですけれども、その整備関係についてはどう考えておられますでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　避難所の対応についての緊防債の活用をというお話であったかと思いますが、その災害時に特化したような形で、それを整備してまいるという形になります。特に、夏場、冬場、冷暖房の設備というものになりますと、先ほど教育部長も答弁申し上げましたけれども、通常時の運用においてのランニングコスト等も考えていかなければならないと思っております。特に体育館施設については、暖房、冷房という形になりますと、単純なブルーヒーターだけではいかないという形であったり、これの全館の冷房となりますと相当な費用がかかってくるのじゃないかなというところでございます。3 割の負担で済むというところではございますけれども、そういった部分につきましては、財政の負担等を考えながら検討していく必要があるのじゃないかと思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　財政負担については、今、市債が 200 億円を超えたところで、交付税に還元される分が恐らく 80％ぐらいで計算されているかと思うんですけれども、70％の補助とか 50％の補助を使っていくと、還元率がどんどん減っていって回らなくなってきますので、そこら辺は私もわかっておりますので。具体的には、各集会所が逆にいいかなと思っているところで、今、いろんな公民館で冷暖房を付けております。それと、災害のときに自助・共助で、共助でやって食事を出そうとしたときは、周りの知った方々が自分たちで自炊して出すという意味では、集会所のほうが合っているような感じがいたします。地域、地域で違うとは思うんですけれども、そこらあたりも含めて、自主防災組織も含めて整備をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　議員おっしゃいますように、各種の公民館についても、先ほど 39 箇所ということで指定避難所の数を申し上げたところでありますが、そういった公民館等についても一部指定をさせていただいているというところでございます。特に自主防災組織の運用につきましては、先日の区長会の年末の研修においても、こういった活動をしてくれという形で各行政区に自主防災組織活動をやってくれという話もしております。特に阿蘇市におきましては、職員がこの 39 箇所全部対応するとなりますと、職員 280 名しかおりません。それを全体で回しますと、こっちの通常の業務、本来の復旧・復興に向けた取り組みが全く何も動かないということにもなってまいります。そのためには、やはりまずは住民さんの皆さん方、自分の命を守っていただいて、健康な状態で避難所には来ていただく。それから、もし支援が必要な方がいらっしゃったら、そこを手助けしていただく、自ら避難所の運営にも、当番制ではないですけれども、そういった形で取り組んでいただくというところも必要になってくるのかなと思っております。特に先だっての地震の際にも、そういった地元の方々が率先して動かれたところにつきましては、特に避難所の運営についても、うまくいったと聞いておるところでございます。いろんな設備の分についても、今後充実を、財政的な負担を伴いますけれども、検討ができればと思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今日はあまり深くいかないので、次に移ります。

3 番目、子どもの安全の通学のためにということで、まず阿蘇中の北側歩道について、未整備区間、どのような進捗状況か、お答えをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　教育委員会に関する阿蘇中の北側の通路になりますので、教育課からお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問のありました県道河陰阿蘇線の三久保地区歩道整備事業について、事業主体であります熊本県阿蘇地域振興局の土木部にお尋ねをいたしましたところ、計画区間である約 220ｍの中で阿蘇中学校北側など約 150ｍの区間について、今年度中に工事着工する予定ということでお聞きをいたしております。また、残る区間につきましては、一部用地交渉が難航しているところもございますが、地元の協力を得ながら、来年度の完成を目指して取り組んでいきたいということでございました。県土木の担当課長が相手方と積極的にお話をされているようでございます。今後、進展があれば連絡をいただくようにお願いをしているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　これは、地震前からの計画でありまして、予算も付いていたんですけれども、動きが悪いところもあります。でも、動き出したということであれば安心ではないかと思います。

2 番目の通学路に対する防犯カメラ、先日、学校内には防犯カメラを付ける予算が付きましたけれども、通学路がやっぱり危ないと思います。それについて、どういう状況か。聞くところによると、ダンプ協会とか、ライオンズクラブとか、あるいは商工会でも安全な商店街づくりということで防犯カメラに対する動きもあるようですけれども、そういった連携も含めて、どうされていくか。案があればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　ただ今の件についてお答えをいたします。

まず、議員がおっしゃられましたとおり、学校敷地内の防犯カメラ設置につきましては、もう現在入札準備が整いましたので、年内に契約をし、3 月までに完了予定ということで進めております。

それから、通学路の防犯カメラ設置につきましては、現在、教育課、総務課、それから警察と協議・連携をしながら進めているところでございます。現在、地元阿蘇市内の各団体より防犯カメラ設置の寄附のお話があっておりまして、こちらのほうも総務課と連携をしながら協議をしているところでございます。

それから、通学路を含め、青少年の防犯上、必要とする箇所につきましては今後検討し、学校も含めながら設置について検討していきたいと考えております。

それから、通学路につきましては、年度ごと、地域の児童生徒が変化をしますので、先ほど申し上げましたように、関係機関と連絡・協議をしながら、今後検討しながら進めたいという具合に考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　これからインバウンドも含めて外国人客、お客様も増えてまいります。そのような中で防犯カメラがあるほうが、後からいろいろあったときに追跡もできるということで安心感もありますので、取り組みをお願いいたしたいと思います。

3 番目、現在の阿蘇大津間、要は通学バスですね、それの運用状況はということで書いてありますけれども、状況等、変わったところとか、そういったものがあればご回答をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　ただ今の件についてお答えをいたします。

俗に言いますＪＲの代替えバスにつきましては、宮地から大津方面に平日で 9 便、土曜日で 3 便、日曜祝日は運行しておりません。以前と変わらない内容でございます。なお、市が単独で高校生の支援を行っておるやまびこ号補助につきましては、現在登録者が 53 名、うち中学生が 3 名対象となっております。

それから、学校につきましては、特に大津高校、翔陽高校が多いんですけれども、熊本市内方面を含め全 19 校が対象となっております。中央高校も赤水方面から一人いらっしゃっている方がおります。

それから、日曜祝日や祭日で代替えバスが運行されてない部分につきましては、市のスクールバスを活用して現在子どもさんたちを早朝、大津まで送り届けております。4 月から 11 月までの集計で 47 日稼働いたしまして、延べで 120 名ほどの子どもさんを実績として送り届けております。今後につきましても、高校生の通学支援については、継続していくという考えでございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　それで、すばらしい企画だと思うんですけれども、これでもって毎時間動けない時間帯はないように補助が付きましたので、朝から夜まで、どの時間でも阿蘇に帰って来れる、熊本に行けるという形ができております。日曜日の朝もスクールバスが無料で出るということは画期的なことであると思います。すごく評価できる内容なんですけれども、ただ保護者の方と話すときに、「それは知らなかった」ということをよく聞きます。そういう中で、周知のほうはどのようにされていくか。もっと周知をしていただきたいと思うんですけれども。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　ただ今ご指摘のありました周知の方法でございますが、今現在取り組んでいる部分につきましては、今年の初め、中学校 3 年生、それから熊本市内方面の高校生、阿蘇中央高校も含みますけれども、案内チラシを学校等にお配りをして、子どもさんに持って帰っていただくという形を取りました。ただ、実態としまして、なかなか子どもさんが親にチラシを渡してないという実態があるようでございまして、つい先月も親同士の対話の中で聞いて知らなかったというところが結構ございました。確かにご指摘のとおり周知不足を実感しております。そういったところを受けまして、今現在、中学校 3 年生については、学校で三者面談が行われておりますので、もう直接親のほうに三者面談の折に案内チ

ラシを渡すという対応をいたしております。それから、高校につきまして、またチラシを配って、対象となる子どもさんに通知をするというところを考えております。

それから、当然２月ぐらいに広報紙に掲載というところも考えておりますし、各波野、一の宮、阿蘇地区、3 箇所ぐらいに分けまして、関係する保護者さんあたりに連絡を取る中で、また説明会を別途進めていきたいという形での周知を図ろうという具合に考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　それで、ある生徒に印鑑は押さないのかという話を聞いたときに、印鑑を押すのが面倒くさくて、そのまま押さないできてたりとかする話も聞くし、電子マネーで支払って、その記録を取るという話も計画としては出ているみたいなんですけれども、それはまたマイナンバーのときと連動しますので、それはいいんですけれども、子どもたちが自由な選択をして高校に行けるように。例えば、阿蘇高校、地元に行けばいいじゃないかと、大人はそう思いますけれども、なかなか子どもはそういうわけにはいきません。特に親子そろって阿蘇中央高校、地元にと決めていても、友だち同士でお前が来ると迷惑とか、要は高校から大学に行く選択枠とかがあるみたいで、そういった会話もなされているみたいです。それで、市内の高校を受けた高校生もおります。そういった意味で、やはり自由に高校を選べるような環境を阿蘇につくってあげないと、若い世代が定着しづらいんじゃないかと、そのように思いますので、今後とも通学バスについては周知をお願いいたします。何かあれば。

○議長（藏原博敏君）　教育部長。

○教育部長（市原　巧君）　高校生の進学につきましては、希望する高校に行っていただく形の中で、当然阿蘇市内から熊本方面に行く子どもさんについては、今の現状、ＪＲが不通ということでございますので、周知を図りながら、本制度については有効に活用していただくように周知を図りながら今後も続けたいと思っております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　では、4 番目に移ります。施設管理についてですが、はな阿蘇美については委員会でいろいろ聞きましたので割愛させていただきます。

2 番目の解体が必要と私が思われるというか、思っております施設を何個か上げました。どのぐらいかかるのか、試算があればご回答をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（山口貴生君）　おはようございます。ただ今のご質問にお答えします。

はじめにちょっとお断りをさせていただきますが、ご質問いただいた施設については、その解体費用について、積算年に古いものがございますので、現時点での費用と異なる可能性が高いということをお断りさせていただきます。

旧ひのくに会館と旧阿蘇中央病院の病棟が、それぞれ約 8,000 万円、阿蘇いこいの村が約 2 億円、最後にロープウェイの駅舎、2 箇所ございますけれども、2 箇所で約 1 億 4,000 万円という見込みになっております。2 棟で 1 億 4,000 万円です。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　駅舎については、持ちものは市の持ちものではない、株式会社の持ちものということですか。

それと、立っている鉄塔、あれについても入っていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　仙酔峡ロープウェイの上の駅舎と下の駅舎、それと支柱、それについては東阿蘇観光開発株式会社の持ちものになっております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　では、時間の関係上、次に移ります。キャッシュレス化に向けた電子マネーの普及計画はということで、インバウンドもそうですが、今政府で軽減税率関係でキャッシュレスにポイント付けるとかいう話が出ています。阿蘇市ではどういう動きになっているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　それでは、ご回答させていただきます。

来年は、ワールドカップ、またハンドボールの国際大会等も開催される予定でございますし、2020 年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。こういったことを受けますと、国内、阿蘇を訪れる外国人の方も年々増加していくものと考えております。キャッシュレス、電子マネーの普及という形というよりも、こちらのキャッシュレスで利用される方の受入体制という形で、やはり阿蘇市においてもキャッシュレスの整備という部分については積極的に進めていくべきじゃないかと考えております。

今、議員の質問にもありましたように、来年度消費税のアップに伴いまして軽減税率ということで、キャッシュレスで買い物をすると最大 5%分のポイント還元があるという部分も国において検討されておりますので、その分も含めて進めていく必要もありますし、現在においては市で小売業、宿泊、飲食サービス関係が 520 業者ほどございます。これは、平成 28 年度のセンサスでございますけれども、商工会からもクレジット決済であったりとか、タブレットの導入等々について支援の要望も上がっておりますので、今後、今現在も商工会と協議を進めているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今、商工会の話も出ましたが、先日国道 57 号の早期開通の要望で経産省に行ったとき、経産副大臣と話す中で、阿蘇市はこういうことをやっていますよという話をして、進んでいますよという話をしたときに、ある方から業者が払ったときの手数料を安くしてもらわんと困るとか、あとポイントをよかったら地域通貨のポイント、昔はグラスとかあったんですけれども、地域で使えるポイントに変えてもらって、地域で使えないだろうかとか、そういった意見が出ていましたので、商工会と連携して新しい形を考えられたらいかがかと思います。

私自身、結構電子マネーは使っているんですけれども、ＷＡＯＮとかは、カードと連携してオートチャージができたりとか、あるいは、難しいのがコンビニエンスでローソンはＰｏ

ｎｔａで、セブンイレブンはｎａｎａｃｏですよね。ファミリーマートはＴポイント、それぞれがいろいろ違いますので、そのポイントを、後からマイナンバーカードが出てくると思うんですけれども、マイナンバーカードにチャージして、そして地元のポイントとして使えるとか、あるいはふるさと納税をされた方にはもれなくポイントが何ポイントか付いてくる、阿蘇で使えます、阿蘇の買い物ができますとか、そういったシステムまで構想の中に入れて、できる、できないは別にして、構想の中に入れてやっていっていただきたいと思います。特に、5円、10円もらってもうれしくないですけれども、5ポイント、10ポイントって結構うれしいんですよね。100、200 ポイントが期限で切れますよと言われると、それで何千円の買い物をついしてしまいますので、ポイントというのは非常に魅力のある商品だと思いますので、そういった連携もちょっと構想の中に入れていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　このキャッシュレスという部分については、後ほど後でもマイナンバーカードが出てくるかと思うんですけれども、今、様々な業者さん、事業体関係が、このキャッシュレスを進めませんかという形で、特に今、中国関係、銀聯カードもこういった形のキャッシュレスにも取り組み始めましたし、ヤフー関係であれば、今現状、Ｐａｙ Ｐａｙ（ペイペイ）という形でかなり還元率が高い事業推進もしております。一番問題になりますのは、商店側の手数料の部分なんですよね。これまでは銀行系のクレジット会社を使われていましたので、その銀行系のクレジット会社と交渉次第でパーセントが決められていたというのが実状でございますが、このキャッシュレスの、特にアリペイであったりウィーチャットペイという部分については、どうしても今見ていますと 3.25%から 3%の間ぐらいという形で、これについては、これ以上の、どれだけ利用率が上がってもなかなかそのパーセントが下がらないというのが今現状のようでございますので、その部分についてはやはり商工業関係ですね、そういった部分と協議しながら進めていく必要もあるのかなと考えておりますし、ポイント還元について、実際、地域通貨的なやつで地域のポイントに還元が変えられるのかというのが、今後、国が政策を出されてくるかと思いますので、その中で検討していきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　手数料については、国も考えていただきたいと思いますし、地域で、阿蘇市内だけではなくて阿蘇郡全体、観光協会関係も含めて、いろんなところと連携して、大きくなることでもって交渉力を強くするという方法でどうか阿蘇市で音頭を取ってやっていただければと、そのように思います。

　では、次のマイナンバーカードのほうに移ります。重なっている内容があれば、ご答弁はお願いしますけれども、先ほど言いましたポイント制、マイナンバーを使うことによって、今まではマイナンバーにポイントを移すという話があったんですけれども、マイナンバーを使うことでもってポイントを付ける、例えば住民票は 300 円ですけれども、3 ポイント付くとか、そういったものを含めてポイントを付ける形でのやり方というのは今後考えていけますでしょうか。ご回答をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　今の現状のマイナンバーカードを利用したポイントの制度については、今このシステムについても国の経済産業省が地域経済応援ポイントという形で進めております。マイナンバーカードをお持ちの方について、ご本人が持たれているクレジット関係のポイント、またはマイルであったりとか、航空券系のポイント、それと通信関係のポイントをインターネットをつないで、マイナポータルというサイトに入って、阿蘇市のポイントに換金するという制度がございます。なかなか今これについても非常に還元の仕方、手続きの仕方が非常に複雑で、なかなか伸びていないというのが現状でございます。阿蘇市においても、できる限り地域経済ポイントを活用するということで、この制度にも加入しておりますし、阿蘇市においては、特に商店街で使えるようにドリームカード事業組合、そちらの方にもポイントが商品券に引き替えができるようにという形で今加入促進も進めているという現状でございまして、まだこの制度の中にはクレジット関係のポイントを還元するという部分と、今、市議が申しさられましたように、阿蘇市が独自でポイントを発行して、それを商店で利用できるという部分がございますが、その部分については、まだ庁内での検討が行われてないというのが現状でございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　なかなか普及していくのは難しいと思います。例えば、モスカードはウェブサイトに入っていってチャージしないと、お金がチャージできないですね。モスバーガーのモスカードですね。ＷＡＯＮカードはクレジットと紐付けしてオートチャージにするには、あそこの前のダイエーの九学の裏の、あそこのイオンに行けば機械がありまして、あそこにカード２つ入れれば紐付けしてオートチャージができます。やっぱりその現場でやれるほうがなかなかやりやすい、ウェブサイトまで入っていろいろやるというのは、なかなか面倒くさいですね。だから、そういう形に変えていければと思うんですけれども。

それの一環でもあるんですが、今度は市民課長のほうですけれども、窓口にコンビニと同様に機械を置いてはどうか。以前、銀行カードがはやったときに、機械が置かれまして、そこに銀行員が付いて手取り、いろいろ教えてあげていて、それを見たときに機械を置いて人を置かないといかんなら無駄じゃないかと、そのときは思いましたけれども、今となっては、結構皆さんカード使われていますので、銀行員も側には立っておられない。そういう意味では、後々は職員の省力化、業務の軽減になるんではないかと思いますし、カードの普及にもつながると思いますので、そこらあたりはアイデアとしていかがだろうかと思うんですけど、課長のほうからよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君）　市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君）　大変画期的なご提案だと思います。窓口にコンビニと同様の端末を設置した場合、メリットとしては申請書とかを書く必要がないので待ち時間が少ない。それから、今、議員が言われましたとおり、職員が操作方法とかをその場でお教えすることができるので、浸透しやすい、そういうメリットも確かにあると思います。ただ、今回ご質問いただいて調べましたところ、やはりコンビのと同じ機械を設置する場合は、どうしても

費用が発生いたします。その場合、本庁だけではなくて同じ環境を整備するためには、両支所にも置くことになりますので、はっきりした金額ではございませんけれども、1 台購入すれば数百万円かかると言われておりますので、3 箇所設置した場合には大変な経費がかかるものと思われます。

それから、費用とは別に管理業務が新たに発生いたしますので、メリット、デメリット、両方あるかと思います。それらを勘案いたしますと、今、メリットもありますけれども、職員の負担減に即つながるかというと、ちょっと難しい点も現状ではあるかなと思っているところです。本市におきましては、もう 2 月 1 日からコンビニ交付がいよいよ始まりますので、まずはそちらをできるだけ、せっかく市民の利便性の向上を目的として始めますので、より多くの方に利用していただけるよう周知に努めたいと思っております。現在、自動交付機が 2 箇所ですけれども、阿蘇市管内だけでも使えるところが 11 店舗ございますので、そのあたりを周知して、たくさんの方にご利用していただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　機械なしでやれるということであれば、なかなかカードはつくっていかないと思います。その中で、総務省としてマイナンバーカードを広めていきたいと思うのであるならば、国が率先して補助を付けてやるような形でできないかということを上申していただきたいし、窓口に来られた方にマイナンバーカードをつくっていただければこれでできますよとお勧めできますので、普及率は上がっていくと思いますので、そういった取り組みも含めて、特に国のほうに、こういったのをしてくださいと言っていただけたらいかがかなと思います。いかがですか。

○議長（藏原博敏君）　市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君）　貴重なご意見をいただきましたので、いろいろな機会に国のほうにも働きかけたいと思っております。

それから、いよいよ開始時期が迫っておりますので、私ども市民課も、農協、商工会、それから各金融機関とか、若い世代のいらっしゃるところとかに手分けしてチラシとかを置かせていただいて今準備を着々と進めておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　では、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、暫時休憩をいたします。

11 時 30 分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 11 時 22 分　休憩

午前11時30分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

7番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○７番（市原　正君）　7 番議員、市原でございます。平成 30 年、年号も今年で終わるということでありますけれども、この一番最後の一般質問をこれからさせていただきます。

通告に従いまして、今回は市の観光行政、この点１本に絞りまして質問をいたします。特に観光課長の的確な答弁を求めたいとお願いをしておきます。

まず、昨日も国土交通省からわざわざ説明に来ていただきました。国道 57 号の現道の普及状況、そういったものの説明もいただきました。そして、北側のトンネルの開通もだんだん進んでいると。そういう状況の中で、今落ち込んでいる阿蘇市の観光、こういったものが徐々に復興されつつあるんじゃないかという、そしてそれを見据えた中での今後の観光行政、そういったものについて課長の答弁を求めたいと思います。新たな目玉が何かあるのか。そういったものも含めて、答弁を求めたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　阿蘇市は、阿蘇地域の中でも、黒川温泉人気ですけれども、一番のキャパがあります。60 数軒の宿泊所がありまして、一度に、キャンプ場とか抜きましたなら 5,200～5,300 人は泊められるということで、圧倒的阿蘇地域で大きな宿泊地ということになっています。ですので、もちろん北側ルートの開通後の巻き返しというのは、もう本当に毎日考えているところでございます。将来に向けてどう考えているかということでございます。平成 24 年、水害に遭って、あのときはほとんど商工関係には制度がなくて、本当に大きな投資をして、そして、ようやく立ちあがるというときにあのような地震、そして山上においては噴火災害がありました。大きなダメージを受けましたので、それとまだ山上は民間施設が、これからレストランも解体が始まります、ロープウェイもありますというところでございます。ですので、災害からの復興というのは念頭にしております。短期行動といたしましては、やっぱりどうしても北側ルートの開通とオリンピックがある 2020 年というのを短期の目標にしておりまして、そして昨日出ました、五嶋議員の中でも白雲山荘さんもちゃんと開設すると、明るいニュース。それと、角萬さんも 2020 年の夏までにはオープンしたいということでございます。この２つの大きな施設が開くことも非常に受入体制としては大きいと思っております。様々な計画を来年度以降計画しております。主な部分では、やはり阿蘇地域への入り込みの一番呼び水となるのは、もちろん火口見学、阿蘇山観光でございます。これをしっかり整えていくことが大事だということで、こっちの執行部は考えております。皆さんご存じの国立公園満喫プロジェクトでございますけれども、これに全国 32 の国立公園の中の 8 箇所に選ばれました。その阿蘇くじゅう国立公園の中でも特別保護地区は火口周辺と中岳、高岳、根子岳の頂上付近と九重連山の頂上付近、特別保護地域を持っていますね。そういう極めて、それと米塚及び草千里は、国の名勝及び天然記念物に平成 25 年に指定されています。そういう極めてポテンシャルが高いということで、その阿蘇く

じゅう国立公園の中でも非常に重要ポイントとされております。そういった認識のもと、復興とそういった新たな振興を一緒に、スピード感を持っていくためには、やはりきちっとしたビジョンを策定するべきということで、今、官民合同で南阿蘇村の村長さんも副会長に入っていただいております。そういった組織の中で協議会をつくって、短期、中期、長期のビジョンの達成に向けた現在頑張っているところです。それで、今、新たなというところで、ガスの調査を今やっております。これは、やっぱり県警とか、広域消防とか、いろんな方たちが絡んできますので、そんな簡単なものではないと思っております。そういった中で、いろんな方たちのご意見、課題を一つ一つ丁寧にやりながら、本当に阿蘇ならでは、阿蘇でしか感動できないところが、本当にジオガイドの方たちも、もう阿蘇は本当に潜在能力２分の1 しか出せてないぞということでいただいておりますので、そういう感動がまだまだ出せるという可能性があるということで、今後もしっかり検討はしていきたいと思っております。

それと、現在、海外のお客様の入り込みの玄関口が今は福岡でございますね。香港の方は北九州ということで、そこからの実際の動きは、やっぱり大部分が大分の方面に流れております。ぜひ、大分方面、東からの入り込みの強化をしたいということで、先日の 12 月 5 日の日はＪＲと竹田市と三者で連携を組んで、タッグを組んでやろうと。実はＪＲが寸断してきつかったのは、阿蘇市の次は竹田市さんだったんですよね。うちも８つの駅があって非常にきつかったです。だけども、次は竹田市さんも相当きつかったということで、本当に一緒にＪＲを使った、逆にＪＲに要望ばかりするのではなくて、いやいや、もうＪＲを使った振興をやるんですよということの姿勢を見せて今やっております。併せて、これの一番の狙いは、もちろん要望書の中の一日も早い復旧ということは要望に上げております。やっぱりラグビーの試合ですね、熊本市は来年ありますけれども、熊本は２試合しか取れなかったんですよね。それに対して、大分のほうは５試合、それも好試合です。相当のお客さんが入ります。多分、大分のほうではキャパがもう足らないと言われていますので、しっかりキャッチしていきたいと思っています。1 月 19 日には、高規格道路、朝地までだったのが竹田市まで開通いたします。なので、もちろんこのＪＲさんとの事業の中には、車でお越しになる方、そういった方もターゲットに入れて誘客を図りたいと思っています。

目玉としては、主なものをちょっと言ってみました。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　今、観光課長から長期、中期、そしてそういったビジョン、そして目玉のいろんな観光開発の件について答弁をいただきましたが、やはりその中で、2 番目に入りますが、地元の観光協会、それから旅館組合ですね、こういった方々との、より連携を深めた事業の推進といったものが必要になると私は認識をしています。その点について、新たな対策と取り組み等はどんなものを計画中であるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　ただ今言いましたＪＲと竹田市との連携事業は３年を計画しておりまして、今から協議会とかつくってまいります。その中に、当然、組合さん、観光協会、旅館組合は加盟をしていただいて、しっかりキャンペーンを図っていきたいと思ってお

ります。

また、旅行組合と官民協働によりまして、阿蘇地域農観連携推進協議会を設置しました。これは、阿蘇地域の食をテーマに宿泊につながる新たな滞在プログラムの造成と販路開拓ということで、日曜日に実証実験をしようということで私もちょっと行きますが、連泊のお客様が飽きられるそうなんです。だから、外で１日は食べさせたいということで、米塚の下園地で、草原のところあたりで食べさせてみようというチャレンジがありますので、これも交付金が取れたということですので、しっかり商品造成につなげていきたいと思います。来年の目玉は、やはりＪＲの６社がやる熊本デスティネーションキャンペーンですね、これになります。7 月から 9 月は、皆さん、どこの駅に行っても熊本のポスターが貼られていると、ＪＲの駅、そういったことになって、商品も約 100 本つくられているということです。本当に、ここに来たお客様の満足度をしっかり上げていくことをやらないと、もう今、海外の方も自宅にいるときに行き先は決めてくるわけですね。ほとんどがロコミの評価で来ています、順位や評価で。なので、私たちもチラシやら配りよる場合じゃないんですよね。やっぱり来たお客様の満足を上げて、その人からロコミで広げてもらう、これしか世界中に広げることができないんですよ、限界があって。なので、そういったことを皆さんに、山上の皆様、麓の皆様と日々スキルアップをしているところでございます。

それと、先日は、ちょっとこれはまだ言っていいのか、観光協会の方と話したんですけれども、バス会社の要望を強くしていたんですね。そしたら、前向きな検討がなされております。非常に実現できればいいことでありますので、来年、それが叶いましたら、それをしっかり利用促進をして、そのバスにたくさん乗って、来年も、再来年もずっと続けていただくようにやっていこうということを非常に熱く論議したところでございます。ちなみに、平成 29 年度、冬、今から伸び悩むということで、平成 29 年度は旅館組合のところに泊まった方は、大津からのタクシーを無料にするキャンペーンもしました。それと、今年度は、今やっているのは、やまびこ号九州横断バスを利用して泊まった方には 1,000 円キャッシュバックを今現在やっています。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　何で今回このような質問をしたかというと、先般、旅館組合のある方と話をする機会がありまして、やはり旅館組合、観光協会もこの阿蘇市の観光ということについて真剣に考えていると。だから、それをやはり行政もしっかりタイアップしてほしい、そういった要望をもらいましたので、今回、あえて質問をしたわけです。なんか聞くところによると、旅館組合さんと市の指導があったのかわかりませんが、外国人向けに何かいろいろやったという話も聞いております。

そういったことも含めて、3 番目に入りますが、現在、先ほど森元議員の質問の中にもありましたが、外国人の観光客、かなり増えていくという状況を見据えた中で、その対応、そしてインバウンド対策、そういったものについて観光課長はどのように考えているか、答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　震災前、阿蘇駅前は本当にあふれていましたね、外国人の方が。上る観光バスは全部登山バスは立って乗るぐらいの乗車率でございました。そのときの外国人の数は、宿泊数 15 万人でございます。実際に阿蘇駅を利用した方は 7 万人と言われていますけれども、宿泊は 15 万人でした。震災の時が 8 万人に落ち込んで、今は 13 万人ですね、昨年度が。そして、速報ですけれども、外国人は去年より伸びているということです。ただ、国内で落ちているということで、やっぱり国内が落ちている理由が海外志向になっているということでした。今の速報はそういったことで、どういった外国人の取り込みをするんだということで、本当に独自でゴルフとパックで頑張っている方、本当にそういった方もいらっしゃいますけれども、今、ＡＡＴＡということで広域観光連盟ができました。お互い役割分担をして戦略をしています。タイにいくということだったので、それはいいじゃないですかと。ただ、タイはタイ語なんですね。若い世代は英語を話すんですれども。それと、来年度はベトナムをちょっと考えております。それと、行ったところ、ちょっとお話になったのは、台湾のお話があったんだと思います。台湾に一緒に旅行博に行ってキャンペーンをしてきました。台湾のお客様が一番こういう風評被害の戻りの理解が一番早いということなので、地震後すぐ、県にも、国にもお願いしまして、震災したときには台湾に売ってくださいということで、その効果が少し出てきたのかなということで、台湾のお客様にはＳＵＮＱ（サンキュー）パスですね、バス乗り放題、今、列車がないものですから、それを今して、阿蘇市の記念品をやって、そしてプレゼントをして、バスに乗って回りましょうということを今やっているところです。

インバウンドですけれども、やはり今、阿蘇市だけ、観光協会だけというのもやっぱり限界があって、できるなら阿蘇ですので、国直轄、県直轄、そして交通機関だったり、旅行会社だったり、そこ直轄で阿蘇を売り出してもらう、誘客してもらうというのが一番と思っておりまして、本当に市長も環境省に職員を派遣していただいております。しっかり満喫の効果が阿蘇市に向くように、職員が今 2 年目で行っておりますけれども、おかげさまで満喫の事業、阿蘇市に大分来ていますので、そういったところは、そういう、今予算書にない部分で飛び回っていただいておりまして、本当にジオパークもそうです。ジオパークもユネスコになって、その認識がまた一段と違ってきました。これは、ジオパークは私も勉強していきますと、非常にこれは伸びるなと思っておりまして、こういう世界のネットワークを使うとか、あの手、この手でインバウンドはやらないといけないというような認識で今おります。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　今、課長があの手、この手でやるということですので、それを今後期待をしたいと思っておりますが、最後に、先ほど言いましたが、旅館組合の方と話をする中で、今、各旅館等に従業員の方、そういった方が非常に減少していると。だから、修学旅行を取ろうとしてもできない。あるいは、大きな宴会を取ろうとしてもできないと。そういった切実な問題を耳にしました。そういったことについて、もちろん旅館組合とかの方の、自分たちでの努力というのはもちろん必要であると思いますけれども、そういった点につい

て、行政として何かできること、そういったことはないのか。そういったことについて課長はどうお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　本当に悩みの種でございます。実は震災後、これが顕著に出てきております。大きなホテルさんですと、やっぱり正職員で約 50 名ぐらい、そしてパートさんであると清掃まで入れるなら 120 人という体制だそうです。それを思うと、本当に人手が要るお仕事だなと認識しておりまして、今は派遣会社に頼っていて、派遣会社の金額も聞いたんですけれども非常に高いです。本当におっしゃるように雇用条件をよくすればいいんじゃないかと言ってしまえば終わりですけれども、それはなかなか周りとの調整もありますし。今、あるホテルさんでは海外のインターンシップ制を活用して、1 年なり 3 箇月なり、中国や台湾の大学生を入れてなさっています。そういう工夫を今されています。本当に阿蘇市単独でもということで、一度、仮設住宅を使うことが終わってから、そういったものを従業員の、特に海外の従業員の宿泊施設にというお話もあった経緯があります。これも今まだ供用期間が延びまして、まだまだ検討しなくてはいけないんですけれども、そういった、阿蘇市でもできることは今後、国・県あたりにも聞いて、何かないでしょうかということで、今のところはないですが、こういう声はしっかり届けて、解決しなきゃいけないと思っております。

それと、今、国会でも、これは介護とか農業とか、いろんな分野で人手が足りないんだということで、この間可決されました。国の動向も注視して、いい情報が流れましたら即座に伝えていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　課長、ありがとうございました。今回、特に観光という面について取り上げましたけれども、やはり人手不足、そういったものが大きなネックになって、観光というものが今後どうなっていくのかという心配もあります。そういったものを踏まえて、今後、課長を中心にしっかり前向きに努力をしていただきたい、そういうふうに要望して、今日の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君）　市原正君の一般質問が終わりました。

以上をもちまして、今期定例会に通告提出されました一般質問は全部終了いたしました。

日程第 2　委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君）　日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第 104 条の規定によりまして、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

なお、午後の会議は午後1時から再開をいたします。

午前11時52分　休憩

午後 1 時00分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、休憩前に引き続き、ただ今から午後の会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案7件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。

従って、議案7件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1　提案理由の説明

○議長（藏原博敏君）　追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君）　平成30年第6回阿蘇市議会定例会追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第93号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、国家公務員に準じた給料表へ改定等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第94号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第5号補正であります。

阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に併せ、歳出において、職員給与等956万8,000円を追加しております。

なお、財源には、予備費を充用しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第95号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。

阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に併せ、歳出において、職員給与等15万2,000円を追加しております。

なお、財源には、予備費を充用しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第96号「平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第4号補正であります。

阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に併せ、歳入では一般会計繰入金を、歳出では職員給与等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 20 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 38 億 6,884 万 2,000 円としました。

議案第 97 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に併せ、歳入では一般会計繰入金を、歳出では職員給与等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 18 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 8,598 万 1,000 円としました。

議案第 98 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に併せ、歳入では、一般会計繰入金を、歳出では、職員給与等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 10 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 3,020 万 4,000 円としました。

議案第 99 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に併せ、収益的支出において、職員給与等 30 万円を追加し、総額を 4 億 9,907 万円といたしました。

以上、議案 7 件（条例 1 件、予算 6 件）を本日追加して上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただ今追加で提出されました議案第 93 号から議案第 99 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、議案第 93 号から議案第 99 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 2　議案第 93 号　阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第 2、議案第 93 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　追加議案集の 1 ページをお願い申し上げます。

ただ今議題としていただきました議案第 93 号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例

等の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由につきましては、今ほど市長が申し上げましたので略させていただきます。

まず、主な改正の内容、概要を説明させていただきまして、その後に条項の詳細を説明させていただきます。

今回の改正、大きく 3 点になってきます。

まず 1 点目といたしまして、国家公務員の給与改定に準じまして、阿蘇市一般職の職員の給与について、平均で 0.2%、額にいたしまして初任給で 1,500 円、若年層で 1,000 円程度、その他については 400 円の給与改定を本年、平成 30 年 4 月 1 日に遡り行うものでございます。

2 点目といたしまして、職員等の勤勉手当、市議会議員、市長、副市長、教育長、病院事業管理者の期末手当の支給率 100 分の 5、0.05 月分になりますけれども、上乗せする改正になります。平成 30 年度につきましては、12 月支給を行いました分に 100 分の 5 月分の上乗せを行います。平成 31 年 4 月以降については、100 分の 5 上乗せした分を 6 月と 12 月に振り分ける、こういった 2 段階での改正となっております。

3 つ目といたしまして、宿日直手当、これにつきまして本年 4 月に遡り国家公務員に準じた額の改正を行うものとなっております。

また今回、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてとして上程をさせていただいておりますが、本議案によりまして一般職の給与はもちろんでありますけれども、任期付き職員の採用に関する条例、阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、阿蘇市長等の給与及び旅費に関する条例、阿蘇市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例、阿蘇市病院事業管理者の給与に関する条例、以上の 6 つの条例を併せて改正するものとなってきております。

それでは、順次説明を申し上げます。

まず、給料表の改正でございますけれども、1 ページをお願い申し上げます。1 ページ、下のほうになりますけれども、別表第 1 といたしまして、一般職の職員の改正後の給料表を提出いたしております。

4 ページ目をお願い申し上げます。下のほうになりますけれども、別表第 2、ア、医業職給料表（1）といたしまして、病院等に勤務する医師及び歯科医師の給料表を出させていただいております。

7 ページをお願い申し上げます。イといたしまして、同じく医療職給料表 2 としまして、薬剤師、栄養士、診療放射線技師等の給料表を掲出。

また 9 ページをお願いします。9 ページ下のほうになりますけれども、ウといたしまして、医療職給料表の（3）として、看護師等の改正後の給料表をそれぞれ上げさせていただいております。

附則によりまして、この給料表につきましては、先ほども申し上げましたけれども、本年 4 月 1 日に遡っての適用といたすところでございます。

それでは、給与表以外の改正につきまして、新旧対照表 17 ページ以降になりますけれど

も、ご説明を申し上げさせていただきます。

17 ページ、新旧対照表をお願い申し上げます。まず表外に書いてあります第 1 条になりますけれども、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になります。表の中、第 17 条、宿日直手当につきまして、先ほど申し上げましたように、それぞれ 200 円から 1,500 円の範囲において改正を行い、4 月 1 日に遡って適用とするものでございます。

17 ページ、下のほう、枠内第 20 条をお願い申し上げます。第 20 条の第 2 項第 1 号として職員の給与、第 2 号といたしまして再任用職員の勤勉手当の支給率をそれぞれ本年 12 月支給分において 100 分の 5 月分を加算する改正になってきます。

18 ページをお願い申し上げます。18 ページの表と表の間、第 2 条になります。これにつきましては、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでありまして、まず表内第 19 条につきましては、期末手当の配分、第 2 項、第 3 項とも 6 月期と 12 月期の配分を均等配分に見直すものでございます。

19 ページをお願い申し上げます。枠内の中段に第 20 条がございます。今回の改正におきまして、12 月期に配分を行いました勤勉手当 100 分の 5 月の上乗せ分について、平成 31 年 4 月以降、6 月期と 12 月期に均等配分するための改正になってきます。

20 ページをお願いします。上のほうの第 3 条、これにつきましては、特定任期付き職員の給与の改正、また枠内の第 8 条といたしまして、特定任期付き職員の業績手当、通常期末手当、勤勉手当と申しますけれども、特定任期付き職員につきましては業績手当ということで呼んでおりますので、100 分の 5 月分を 12 月に加算するものであります。

21 ページをお願い申し上げます。表外に第 4 条として記しております。表の中の第 8 条がありますけれども、今回の上乗せ分 100 分の 5 月分を平成 31 年 4 月 1 日以降、6 月と 12 月に均等配分するための改正になってきています。

続きまして、第 5 条といたしまして、市議会議員の方々、また 22 ページ中段になってきます。阿蘇市長等、市長、副市長に関する改正。23 ページになってきます。上のほうの第 9 条です。教育長の改正。24 ページ目の一番下の段、第 11 条になってきます。これにつきましては、市議会議員、市長、副市長、教育長、病院事業管理者の 12 月期の期末手当について、同じく 100 分の 5 月分を上乗せする改正になってきております。

また、戻っていただきまして 22 ページをお願い申し上げます。22 ページの一番上になってきます。第 6 条と、同じページの下のほうの第 8 条、23 ページの第 10 条、最後 24 ページの第 12 条、これにつきましては、先ほど 12 月に配分いたしました 100 分の 5 月分を来年 4 月以降、6 月と 12 月に 100 分の 2.5 ずつ均等配分する、こういった改正になってきております。

説明が長くなりましたけれども、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上になります。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今回、追加議案で 7 議案も出ていますけど、間に合わなかった理由

の説明をお願いします。

それと、もう一つは給料表なんですけれども、この給与というのは仕事の内容、責任、あるいは経験とかも含めて、それに応じて給与というものが支給されていくと思うんですが、私たち市議会議員の給与というのは、この行政職給料表でいくと大体どこらあたりになるんでしょうか。

その２つをお尋ねします。

もしわかれば、国の給与改定に伴いということですので、国の給料表と国会議員の給与、県議会議員の給与と県の給与表と比較してどのぐらいにあるのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　まず、本議会に間に合わなかった理由ということでございますけれども、国に準じた形で、これを執行させていただくという形になっておりますので、国でこの改正が行われましたのが 11 月 30 日でございます。本議会の開催までに、これが間に合いませんで、この改定状況を受けて、国の決定を受けて本会議に提出させていただいたということで、追加議案としてご審議いただいているということでございます。

それから、2 点目に上がりました各議員さん方の部分が、この給料表のどこに位置するのかということでございますが、各議員さんの今の月額といいますのが、阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例ということで、今回も改正議案上げさせていただいております。この中で議員の給与につきましては 24 万 8,500 円ということになっておりますので、当該給料表からいきますと、この一般職の給与で見ますと、1 級でいきますと、この一番最高のところの部分が 24 万 7,600 円という数字になっております。こういったところの該当してくるのではないかと。特に、これはその給料表の部分に則って決められているものではないと理解しております。各議員さん方の報酬等につきましては、報酬等審議会等で審議されて、こういった金額が出されているのではないかなと思っているところでございます。

また、3 点目の国会の対応等々につきましては、給料表自体が国におきましては、私どもが使っている給料表につきましては、今 7 級が最高となっておりますが、国においては 10 級まで、この上のほうの給料表が適用されておるという状況でございます。国会の議員さん方の各給与については、それがどこに該当するかということは今現在ちょっと手元に資料ございませんけれども、いわゆる阿蘇市におきましては、国の地方出先機関と同等の給与体系であればという形で設定させていただいておりますものでございまして、本来であれば阿蘇市の中で同じような企業さんがいらっしゃると。例えば我々のように事務職だけが 300 人もおるというような職場というのはなかなかございません。そういったこともございまして、本来であれば阿蘇市の中に人事委員会等があって、そこで決定していくということが理想的ではございますが、なかなかそういうこともできないということでございまして、国のいわゆる地方出先機関に準じた取り扱いという形で長年やってきております。そういった形で、今回も国に合わせた形で条例の改正を提案させていただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 93 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 3　議案第 94 号　平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第 3、議案第 94 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君）　ただ今議題としていただきました議案第 94 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊 1 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条でございますが、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」によります。

2 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、今し方ご承認をいただきました議案第 93 号の条例の改正に伴って、一般会計におけます職員の給与等の改正を反映させたものでございます。3 ページにわたってご覧いただきますとおわかりになりますとおり、改正の内容が引き上げでございますので、款項の項の項目すべてに増額補正を行っております。

3 ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、この増額しました財源につきましては、予備費から総額の 956 万 8,000 円を充用いたしておりますので、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第94号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第4　議案第95号　平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第4、議案第95号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　ただ今議題としていただきました議案第95号、平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

別冊の2の1ページをお願いいたします。本補正は、3号補正になります。概要としましては、条例改正に伴います人件費の補正でございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、款1総務費、目2維持管理費の3万1,000円の増額につきましては、従事職員1名分の人件費でございます。

その下の款2事業費、目1下水道事業費の12万1,000円の増額につきましては、従事職員4名分の人件費でございます。

5ページをお願いいたします。款4予備費、目1予備費の15万2,000円の減額につきましては、維持管理費及び下水道事業費の人件費増加部分に充用するため減額しております。

以上の結果、歳入歳出それぞれの合計額に増減はございません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第95号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第5　議案第96号　平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第 5、議案第 96 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第 96 号、平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 38 億 6,884 万 2,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、先ほどの給与条例改正に基づきまして 20 万 8,000 円を一般会計から繰り入れ、歳出におきまして給料等 7 名分の人件費に充当しております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 96 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 6　議案第 97 号　平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第 6、議案第 97 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第 97 号、平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 8,598 万 1,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、給与条例改正に基づきまして 18 万 5,000 円を一般会計から繰り入れ、歳出におきまして 6 名分の人件費ということで充

当しております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第97号「平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第7　議案第98号　平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第7、議案第98号「平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第98号、平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

別冊5の1ページをお願いいたします。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億3,020万4,000円と定めました。

4ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、給与条例改正に基づきまして10万8,000円を一般会計から繰り入れ、歳出におきまして4名分の人件費ということで充当しております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第98号「平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 8　議案第 99 号　平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第 8、議案第 99 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君）　ただ今議題とさせていただきまし、別冊 6 でございます。

議案第 99 号、平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

予算明細書、5 ページになります。

収益的支出、款、上水道事業費、節、手当等、補正額 30 万円。給与に関する条例の一部改正に伴いまして 11 名分の増額でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第 99 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。

よって、平成 30 年第 6 回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶を申し上げます。平成 30 年第 6 回阿蘇市議会定例会を閉じるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る 11 月 30 日以来、15 日間、議員各位におかれましては時節柄何かとご多忙の中、熱心に審議を賜り、本日をもって平成 30 年度補正予算をはじめ、各議案の議決決定を見るに

至りましたことを議長として厚くお礼を申し上げます。また、会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

執行部各位におかれましては、平成 30 年度補正予算をはじめ、成立をみた各議案につきましても、その執行にあたっては適切に運用され、阿蘇市発展のため一層の努力をお願い申し上げる次第であります。

さて、議場において全員の皆様と顔を合わせることも本日をもって最後になるものと思いますが、振り返ってみますと、平成 28 年 4 月の熊本地震におきましては、執行部をはじめ議員各位におかれましても、復旧復興に大変な思いと、ご苦労をされたことと存じます。そして、過去 4 年間、阿蘇市議会の運営が円満に本日までまいりましたことを皆様とともに喜びたいと存じます。

来るべき 2 月 10 日をもって、私たちの任期が満了するのでありますが、市議選に再出馬をされない議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意され、阿蘇市発展のためご指導・ご協力をいただくことを切にお願い申し上げます。

更に今回、市議選に際して再出馬を予定されている各位におかれましては、来る 1 月 27 日の選挙において、全員が当選の栄を得られますよう、そして再びこの議場に全員顔を合わせられますよう格段の努力とご奮闘をお祈り申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、議長からのお礼の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、平成 30 年第 6 回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

午後 1 時 38 分　閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 30 年　　月　　日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員